

特定非営利活動法人こそだてママ net☆

暴力団排除規程

第 1 条(宣言)

特定非営利活動法人こそだてママ net☆(以下当法人という。)は、当法人の役員等（役員又は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、第 2 条及び第 3 条のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことをここに宣言します。

第 2 条（暴力団等についての規定）

（ 1 ） 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ 2 ） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用

（ 3 ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与

（ 4 ） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用

（ 5 ） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有す

第 3 条(不適当な行為についての規定)

（ 1 ） 役員等が、暴力的な要求行為を行うこと

（ 2 ） 役員等が、法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと

(3) 役員等が、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと

(4) 役員等が、偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行うこと

(5) 役員等が、その他前各号に準ずる行為を行うこと

第4条(虚偽による異議申し立て)

第1条の宣言が虚偽であり、又はこの宣言に反したことにより、当法人が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

第5条(情報の提供)

第1条の宣言に疑いがある場合は、求めに応じて、当法人の役員名簿(役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。